

刺網漁業の許可の申請期間および制限措置

1. 申請期間

令和8年9月15日から令和8年10月15日までとする。

2. 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または 漁業者の数	船舶の 総トン 数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時 期	漁業を 営む者の 資格
刺網漁業 (荒目小糸網) (動力漁船を 使用するもの)	340 隻(者) 以下	—	—	規則別表第 1 に掲 げる区域（琵琶湖 大橋堅田行き車線 の車線区分線から 両側へ 200 メートル の距離の線と湖 岸線によって囲ま れた区域を除く。）	12 月 1 日 から 翌 年 9 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を 有する者
刺網漁業 (荒目小糸網) (動力漁船を 使用しないもの)		—	—	規則別表第 1 に掲 げる区域（琵琶湖 大橋堅田行き車線 の車線区分線から 両側へ 200 メートル の距離の線と湖 岸線によって囲ま れた区域を除く。）	12 月 1 日 から 翌 年 9 月 30 日 まで	滋賀県に 住所を 有する者
刺網漁業 (細目小糸網) (動力漁船を 使用するもの)		—	—	規則別表第 1 に掲 げる区域（琵琶湖 大橋堅田行き車線 の車線区分線から 両側へ 200 メートル の距離の線と湖 岸線によって囲ま れた区域を除く。）	周年	滋賀県に 住所を 有する者
刺網漁業 (細目小糸網) (動力漁船を 使用しないもの)		—	—	規則別表第 1 に掲 げる区域（琵琶湖 大橋堅田行き車線 の車線区分線から 両側へ 200 メートル の距離の線と湖 岸線によって囲ま れた区域を除く。）	周年	滋賀県に 住所を 有する者